

市の境界変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、霧島市と曾於市との境界を次のとおり変更することを鹿児島県知事に申請するため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出

霧島市長 中 重 真 一

○霧島市に編入する区域

曾於市大隅町坂元字遠目塚365の2、366の3、366の4、368の2、371の4及びこれらの区域に介在する水路である市有地の全部

○曾於市に編入する区域

霧島市福山町佳例川字岩穴204の1、204の6から204の8まで、205の6、207の1及び207の2

（提案理由）

基盤整備促進事業立馬地区の実施に伴い、従来の区画に沿った境界を新区画に基づいて変更し、併せて境界変更における面積上の清算を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、鹿児島県知事に両市の境界変更を申請しようとするものである。